

知多市契約規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 4 月 1 日

知多市長 宮 島 壽 男

知多市規則第 2 1 号

知多市契約規則の一部を改正する規則

知多市契約規則（昭和 4 5 年知多市規則第 1 9 号）の一部を別紙のとおり改正する。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の知多市契約規則の規定は、令和 7 年 4 月 1 日以後の期間に対応する違約金について適用し、同日前の期間に対応する違約金については、なお従前の例による。

(下線部分は改正箇所)

改正後	改正前
(履行遅延による違約金) 第36条 契約当事者は、履行期限までにその債務を履行しない場合には、第38条の規定により履行期限の延長を承認されたときを除き、遅延日数に応じ未履行部分相当額に対し、<u>政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率</u>により違約金を納めさせなければならない。 附 則 この規則は、公布の日から施行する。 (削る)	(履行遅延による違約金) 第36条 契約当事者は、履行期限までにその債務を履行しない場合には、第38条の規定により履行期限の延長を承認されたときを除き、遅延日数に応じ未履行部分相当額に対し、<u>年14.6パーセント（当該履行期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合</u>により違約金を納めさせなければならない。 附 則 <u>(施行期日)</u> <u>1 この規則は、公布の日から施行する。</u> <u>(違約金の特例)</u> <u>2 当分の間、第36条に規定する違約金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同条の規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。）に年1パーセントの割合を加算した割</u>

改正後	改正前
	<u>合をいう。以下この項において同じ。）が年7．3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14．6パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7．3パーセントの割合を加算した割合とし、年7．3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7．3パーセントの割合を超える場合には、年7．3パーセントの割合）とする。</u>